

第152号議案 長崎のもざき恐竜パーク条例の一部を改正する条例

目 次

1	条例改正の概要	P 3
2	恐竜パークの駐車場、庭球場の位置 及び利用状況等	P 4～11
3	今後のスケジュール	P 12
4	新旧対照表	P 13～24

(参考)

恐竜パークの利用状況等	P 25～33
-------------	---------

南総合事務所

令和4年11月

1 条例改正の概要

(1) 概要

令和3年10月にオープンした恐竜博物館をはじめ、恐竜パークへの来場者は想定を超え多数の来場があっており、これにより常設の駐車場が不足し臨時駐車場の利用が常態化している。このため、利用者の利便性向上と満足度向上を図るため、常設の駐車場を新たに整備したいことから、恐竜パーク庭球場を廃止するもの。

なお、駐車場整備工事に係る予算については、第142号議案 令和4年度長崎市一般会計補正予算（第10号）において提案している。

【参考1】

- ・ 恐竜パーク全体 年間目標値：（当初） — （R3.10.29-R4.10.31） 407,319 人
- ・ 恐竜博物館 年間目標値：（当初） 122,747 人 （R3.10.29-R4.10.31） 269,744 人

(2) 課題

ア 恐竜博物館開館（R3.10.29）以来、ほぼ毎週末、多目的広場を臨時駐車場として利用（開館～R4.10.31まで 多目的広場の臨時駐車場使用割合：32.9%）

イ 多目的広場本来の目的である「ボール遊び、かけっこ、軽スポーツなど」の利用ができない。また、指定管理者の事業計画提案であるイベント関係も実施できない

■ 事業計画提案イベント

- ・ 水鉄砲バトル
- ・ ドローン（ドローン体験、各種競技）
- ・ グルメ祭り
- ・ フリーマーケット
- ・ 音楽

■ その他のイベントアイデア

- ・ 恐竜仮装かけっこ大会
- ・ 恐竜お絵かき
- ・ イルミネーション

ウ 上記課題から、指定管理者より駐車場確保の要望

(3) 改正の内容

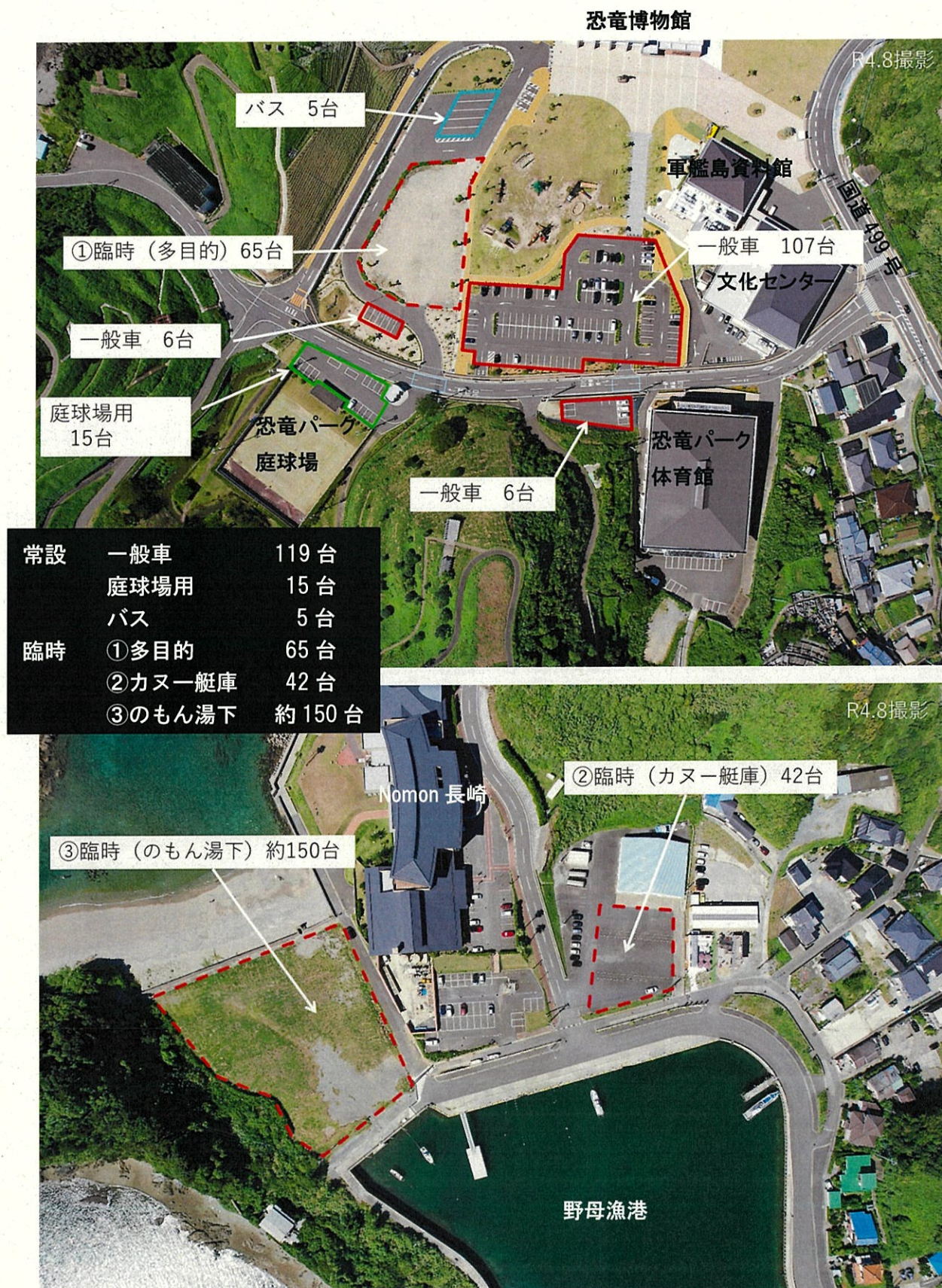
恐竜パーク庭球場に関する条文の削除とその他所要の整備を行う。

(4) 施行期日

令和5年3月1日

2 恐竜パークの駐車場、庭球場の位置及び利用状況等

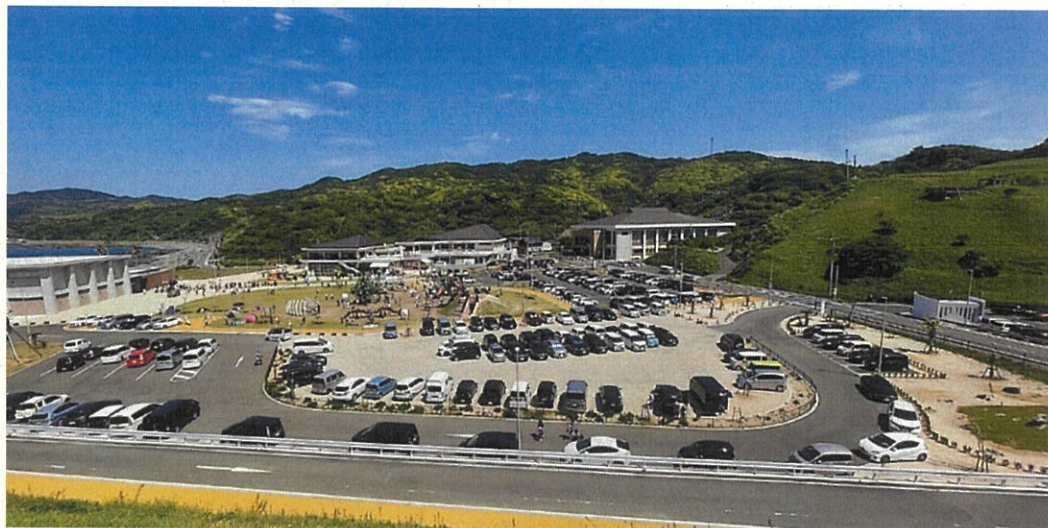
(1) 駐車場、庭球場の位置及び駐車台数



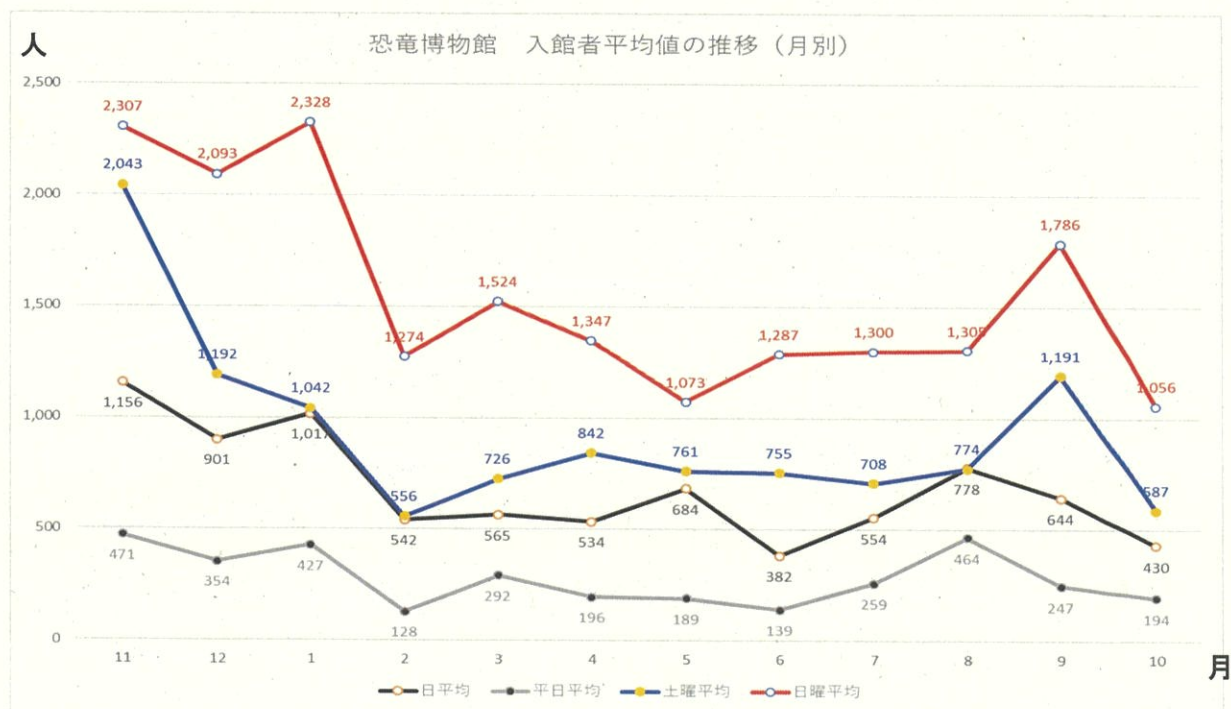
(2) 臨時駐車場使用日数と割合 (R3. 10. 29~R4. 10. 31) ※恐竜博物館開館日数:307 日

場 所	収容台数	使用日数	使用割合	備 考
③ のもん湯下	約 150 台	18 日	5.9%	開業後 12 月までの土日、年 末年始、水仙まつり、ゴール デンウィーク、五歌祭
② カヌー艇庫	42 台	39 日	12.7%	上記に加え、お盆
① 多目的広場	65 台	101 日	32.9%	上記に加え、冬春休みの平 日、毎月の土日

(多目的広場の臨時駐車場利用状況)



【参考2】 恐竜博物館 入館者平均値の推移 (月別・曜日別)



※ R4. 1. 23~2. 20 まで新型コロナのため休館

(3) 恐竜パーク庭球場の施設概要及び利用状況等

ア 名称 : 長崎のもぎき恐竜パーク庭球場
 イ 設置年 : 昭和 52 年 11 月
 ウ 面積 : 1,930 m²
 エ 種類 : 人工芝
 オ 面数 : 2 面
 カ 利用者数

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
利用者数	1,676 人	1,435 人	1,501 人	1,556 人	1,634 人

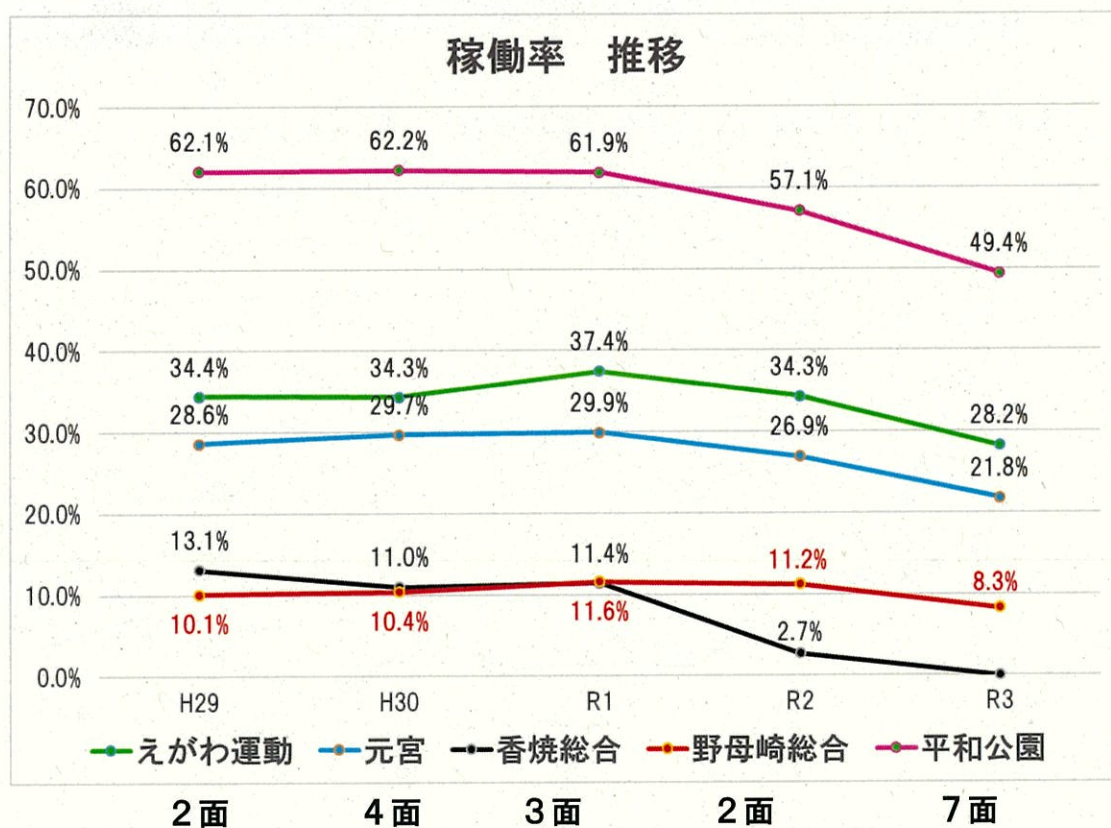
キ 令和 3 年度 利用申込者 (代表) : 64 人 (グループ)

うち、野母崎居住者 2 人 (全体の 3.1%)

ク 令和元年度 稼働率 (予約コート数/年間利用可能コート数) : 11.6%

【参考 3】南総合事務所管内 庭球場の稼働率 (香焼総合公園庭球場が大雨被災により令和 2 年 7 月から利用停止となっているため、令和元年度データで比較)

えがわ運動公園庭球場 : 37.4% 元宮公園庭球場 : 29.9% 香焼総合公園庭球場 : 11.4%

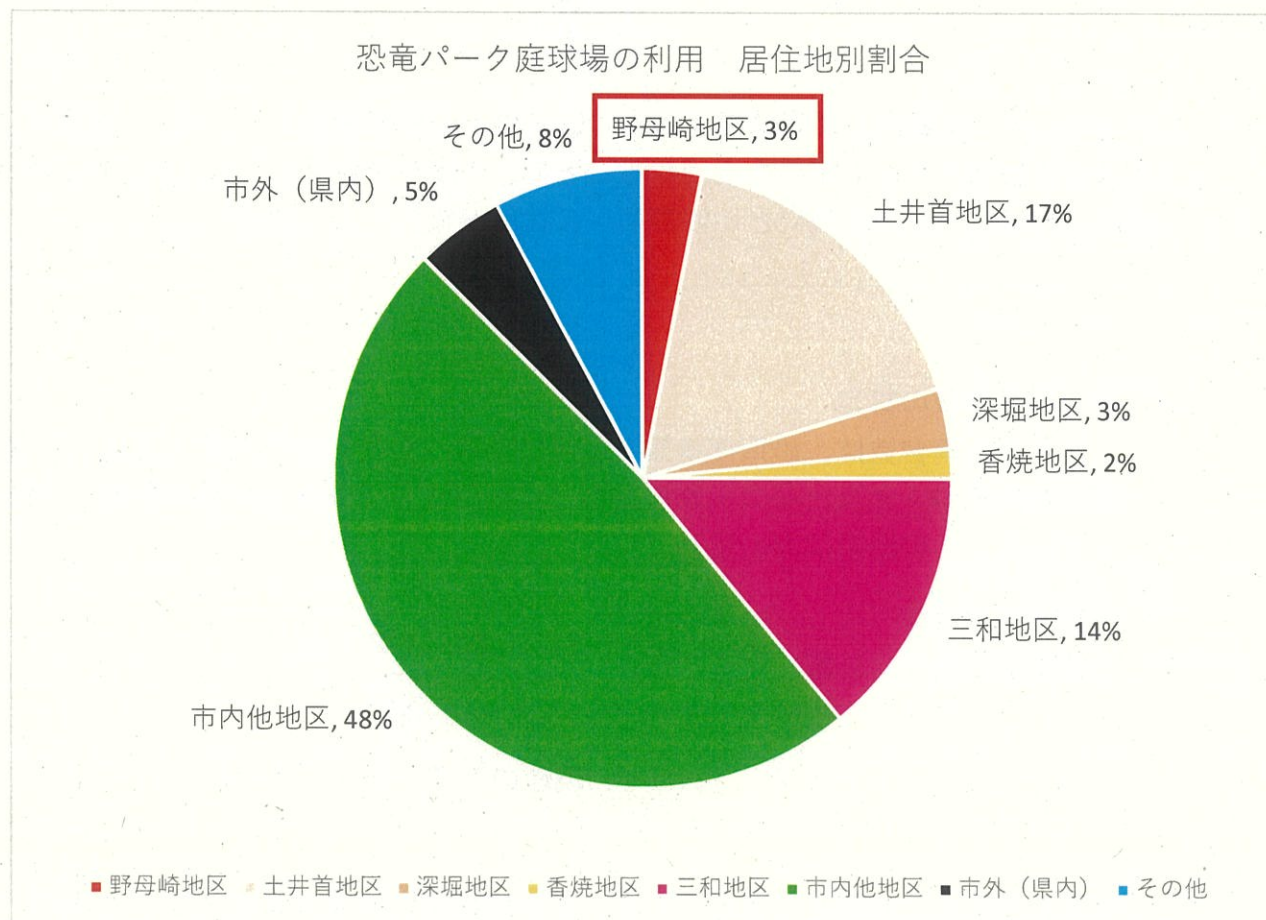


【参考4】市内庭球場（長崎市管理・有料施設）の利用状況

施設名	面数	H29		H30		R1		R2		R3		1面当たり 利用人数
		利用人数	利用件数	利用人数	利用件数	利用人数	利用件数	利用人数	利用件数	利用人数	利用件数	
市営庭球場(平和公園)	7	264,589	9,574	240,077	9,632	158,545	9,962	153,955	9,674	175,314	12,214	25,045
えがわ運動公園庭球場	2	12,645	1,528	16,222	1,519	17,042	1,718	18,466	1,587	17,926	1,625	8,963
元宮公園庭球場	4	33,270	2,705	32,597	2,772	43,103	2,861	55,725	2,674	26,074	2,243	6,519
小江原台近隣庭球場	3	19,556	2,310	18,864	2,257	18,973	2,205	20,826	2,109	17,880	2,351	5,960
長崎東公園庭球場	5	28,253	6,885	28,872	6,802	27,558	6,986	27,013	6,848	22,115	-	4,423
かきどまり庭球場	19	101,703	8,034	101,349	8,270	92,235	8,575	84,975	16,402	73,615	6,161	3,874
香焼総合運動公園庭球場	3	9,213	838	7,729	726	7,746	735	1,953	185	0	0	2,582
商業高校テニスコート	4	15,432	355	16,143	355	12,048	332	11,459	314	10,118	281	2,530
さくらの里庭球場	3	8,737	1,025	9,590	1,129	8,418	996	8,349	1,081	7,588	987	2,529
長崎のもぎき公園庭球場	2	1,676	273	1,435	243	1,501	262	1,556	297	1,634	278	817
琴海中部運動公園庭球場	2	171	38	105	37	284	78	467	121	125	41	63
高島ふれあい多目的運動公園庭球場	4	79	6	10	2	345	63	130	26	0	0	33
	58	495,324	33,571	472,993	33,744	387,798	34,773	384,874	41,318	352,389	26,181	

※香焼総合公園の1面当たり利用人数はR1年度、高島ふれあい多目的運動公園庭球場はR2年度のデータより算出

【参考5】恐竜パーク庭球場 利用申込者（代表）の居住地別割合（令和3年度）



(4) 庭球場廃止の判断

ア 利用状況等

恐竜パーク庭球場の稼働率は10%程度であり、仮にすべての利用者が香焼総合公園庭球場を利用しても香焼総合公園庭球場の稼働率は23%程度と想定される。これはえがわ運動公園や元宮公園庭球場の稼働率より低く、他の庭球場で既存利用者の吸収は可能と考える。

また、利用者代表の野母崎在住割合は約3%と低く、他の南部地域36%や市内48%、市外5%の利用者は距離的には香焼総合公園が近く、既存利用者の利便性は大きく損なわれまいと考える。

イ 地元意向等

野母崎居住者及び利用回数（年間累計5コート以上）が多い利用申込者代表には訪問や電話等で個別に説明し、了解を得ている（残念だが仕方ない。他の利用可能な場所は何処かなどの意見）。

また、地元連合自治会（4連合自治会）からは「町内利用者は少ないのでやむをえない。」との意見を得ている。



以上より、恐竜パーク庭球場を廃止し駐車場として整備するとともに、多目的広場を体験型イベント等にも活用することで、来場者の利便性と満足度の向上を高め、恐竜パークの賑わいと地域振興への貢献を維持していきたい。

(5) 適正駐車台数の算定

現在の駐車台数は、恐竜博物館と恐竜広場等（公園）の利用者を想定し、自動車利用率や1台当たりの同乗者数などは類似施設データを参考に設定し算出している。その結果は次の通り。

● 恐竜博物館	70台	}	計 127台
● 恐竜広場等（公園）	57台		



現地の整備台数は134台

今回の駐車台数の算定にあたっては、恐竜博物館開館後の令和3年11月から令和4年4月まで6か月間の平均値を年間換算した入館者数の約70%を将来的にも目指す目標値として設定（年間約20万人）し、最も利用が多い日曜日における駐車場利用実態調査等に基づき、次の条件で算定している。

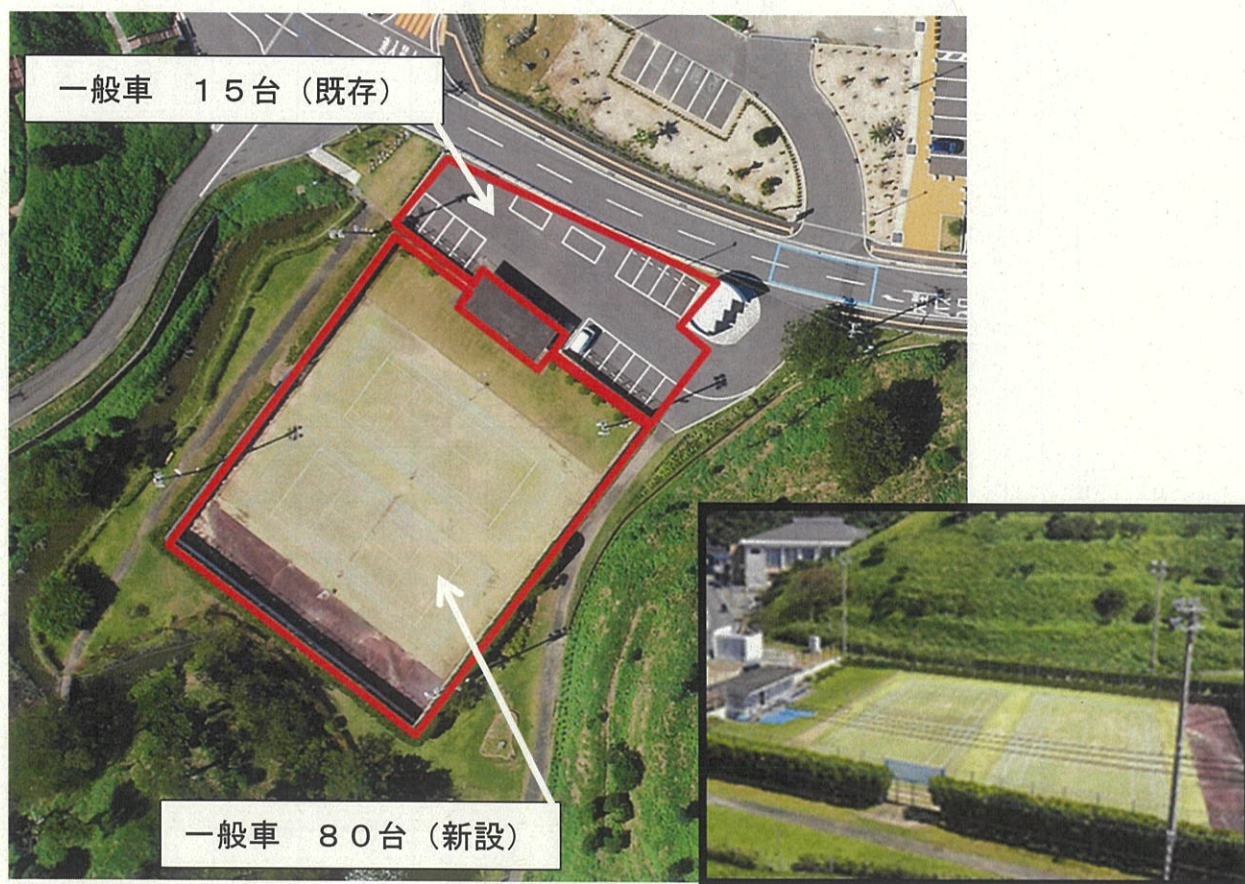
なお、実態調査の結果、恐竜パーク来場者は恐竜博物館、広場（公園）、インフォメーションセンターでの飲食や買い物、水仙の丘などを見学後、帰路についており、これに要する時間が滞在時間となっていることから、博物館と広場等を区別することなく全体で台数を算定することとした。

（条件）

- ・ 博物館年間入館者数 : 約 20 万人
- ・ 20 万人入館の場合の日曜日の利用者 : 約 1,450 人
- ・ 日曜日の恐竜広場等（公園）利用者 : 約 650 人
- ・ 自動車の交通手段割合 : 95% (R3.11～R4.9 アンケート結果)
- ・ 車 1 台当たりの同乗者数 : 3.5 人 (R4.8 日曜日調査)
- ・ 滞在時間 : 180 分（午前）～60 分（午後）

上記条件にて算定した結果、ピーク時（11 時から 12 時）に 194 台 が必要

※現在の駐車台数算定及び今回の駐車台数算定の考え方は、別紙 1 を参照
ピーク時駐車台数の算定は、別紙 2 を参照



博物館側に 119 台、庭球場用駐車場 15 台、庭球場の駐車場整備で 80 台、駐車場整備に伴う出入り口整備で支障となる 2 台を差し引き、合計 212 台となる。これは、194 台のピーク時必要数を満足する。

1 恐竜パーク整備基本計画時の駐車台数算定（考え方）

①恐竜博物館			②恐竜広場等		
（前提条件）		備考	（前提条件）		備考
A：年間入館者数	122,747人	類似博物館入館者実績と入館者増減影響要素による多変量解析により算出。影響要素は、都市人口や駅からの距離、観光客数、常設展示面積など。	ア：時間あたり最大利用者数	191人	都市公園利用実態調査報告書から総合公園の休日1ha当たり利用者は52人/時間。これに公園面積2.8haを乗じて146人。軍艦島資料館は過去の入館者実績から日当たり158人を想定し、ピーク時間当たり45人と設定
B：駐車台数の一定の集中度	0.67%	1年間の駐車台数分散値の80%を満足する割合（長崎市科学館データより算出）			
C：自動車利用率	90%	旧長崎県亜熱帯植物園のデータより算出	イ：自動車利用率	90%	恐竜博物館と同条件を設定
D：1台当たり同乗者数	3.0人	家族連れ施設の場合、一般的に3.0～3.5人/台	ウ：1台当たり同乗者数	3.0人	恐竜博物館と同条件を設定
E：駐車場回転数	3.5	平均滞在時間60分の場合（建築設計資料集成データ）			
■計算式 駐車台数 $Y=A \times B \times C \times (1/D) \times (1/E)$			■計算式 駐車台数 $Y=ア \times イ \div ウ$		
駐車台数 $Y=70.49$ 台 ≈ 70 台・・・①			駐車台数 $Y=57.3$ 台 ≈ 57 台・・・②		

必要駐車台数は①+②=127台。⇒ 博物館側に119台。庭球場側（庭球場利用者用）に15台、合計134台を整備。

2 今回、実態調査等に基づく算定

①恐竜博物館			②恐竜広場（公園）		
（前提条件）		備考	（前提条件）		備考
年間入館者数	200,000人	指定管理者目標 この数値は、R3.11～R4.4までの6か月平均値（平日、土曜、日曜）を年間換算した場合の約70%に相当するもので、目標値として妥当と判断			
日曜日の利用	1,450人	R3.11～R4.4 6か月平均値の70%	日曜日の利用	650人	駐車台数で算出した利用者数から博物館等利用者を差し引いた数値（R3.11からR4.3までデータ） 博物館1：公園0.45
自動車利用率	95%	R3.11～R4.9 アンケート結果 97.1%	自動車利用率	95%	
1台当たり同乗者数	3.5人	R4.8 実態調査	1台当たり同乗者数	3.5人	
滞在時間	180～60分	R4.8 実態調査では192分（午前中來場）～63分（午後來場）	滞在時間	180～60分	

■計算式 日曜日の利用者数に時間帯別來場率（実態調査）を乗じ、駐車開始から時間帯ごとの滞在時間後に在庫し、その駐車スペースに來場者が駐車し、また滞在時間後に在庫するシミュレーションで算定。その結果、**11時から12時のピーク時に194台**の駐車台数が必要。

（現地の駐車状況でも、11時から13時頃が駐車ピークとなり、その後徐々に駐車台数が減少しており、シミュレーションは現地状況と概ね一致）

ピーク時駐車台数の算定

1 日曜日利用者数

恐竜博物館入館者	日曜日平均	1,435 人
広場利用者	博物館：広場 1：0.45	646 人
	計	2,081 人

R3.11～R4.4までの6か月平均×70%

102,842人：46,756人

R3.10.29～R4.3.31までの利用者

パーク全体196,449人－博物館102,842人－軍艦島資料館14,283人－水仙まつり32,568人＝46,756人

2 ピーク時駐車台数

区分	滞在時間（分）	人数	車利用率	平均乗車人数	駐車台数	割合
博物館	時間帯記載の通り	1,435	0.95	3.5	389	69.0%
広場	時間帯記載の通り	646	0.95	3.5	175	31.0%
計		2,081			564	100.0%

時間帯	車来場率% (R4.10調査)	修正率 (%)	博物館 (台)	広場 (台)	入庫数	出庫数		時間帯駐車	時間帯
						博物館	広場		
8:30-9:00 180分		4	16	7	23			23	
9:00-10:00 150分	16.6	13	50	23	73			96	9-10
10:00-11:00 150分	14.6	15	58	26	84			180	10-11
11:00-12:00 120分	11.3	11	43	19	62	33	15	194	11-12
12:00-13:00 120分	11.6	12	47	21	68	62	28	172	12-13
13:00-14:00 90分	12.8	14	54	25	79	72	32	147	13-14
14:00-15:00 90分	11.5	12	47	21	68	74	34	108	14-15
15:00-16:00 60分	12.5	11	43	19	62	51	23	96	15-16
16:00-17:00 60分	9.1	8	31	14	45	67	30	45	16-17
						31	14	0	17-18
計	100	100	389	175	564	389	175		

3 今後のスケジュール

項目	令和4年度							令和5年度						
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
庭球場の廃止			11月議会 ・恐竜パーク条例改正			■2月末廃止								
庭球場箇所の 駐車場整備			11月議会 ・補正予算審議			← R5.3～4 工事		→ ■GW前 供用開始						
香焼総合公園 災害復旧工事 完了	R4.2.16～11.30		→		■12月10日から庭球場(3面)利用可能									

4 新旧対照表（長崎のもぎき恐竜パーク条例）

現行	改正後（案）
（設置） 第1条 本市は、野母崎地区において学習、文化、スポーツ及び地域交流の場を一体的に提供することにより、市内外の人々の来訪及び市民の活動を促し、もつて地域の活性化及び観光の振興に資するため、長崎のもぎき恐竜パーク（以下「恐竜パーク」という。）を長崎市野母町に設ける。 （構成） 第2条 恐竜パークは、次に掲げる施設をもつて構成する。 (1) 長崎市恐竜博物館（長崎市恐竜博物館条例（令和2年長崎市条例第47号。以下「恐竜博物館条例」という。）第1条に規定する長崎市恐竜博物館をいう。以下「恐竜博物館」という。） (2) 長崎市軍艦島資料館（長崎市軍艦島資料館条例（平成28年長崎市条例第3号）第1条に規定する長崎市軍艦島資料館をいう。） (3) 長崎市野母崎文化センター（長崎市文化センター条例（平成16年長崎市条例第43号）第2条に規定する長崎市野母崎文化センターをいう。以下「野母崎文化センター」という。） (4) 恐竜広場（長崎のもぎき恐竜パーク体育館（以下「恐竜パーク体育館」という。）<u>、長崎のもぎき恐竜パーク庭球場（以下「恐竜パーク庭球場」という。）</u>その他の前3号に掲げる施設以外の施設をいう。以下同じ。） （指定管理者による管理） 第3条 市長及び教育委員会（以下「市長等」と	（設置） 第1条 本市は、野母崎地区において学習、文化、スポーツ及び地域交流の場を一体的に提供することにより、市内外の人々の来訪及び市民の活動を促し、もつて地域の活性化及び観光の振興に資するため、長崎のもぎき恐竜パーク（以下「恐竜パーク」という。）を長崎市野母町に設ける。 （構成） 第2条 恐竜パークは、次に掲げる施設をもつて構成する。 (1) 長崎市恐竜博物館（長崎市恐竜博物館条例（令和2年長崎市条例第47号。以下「恐竜博物館条例」という。）第1条に規定する長崎市恐竜博物館をいう。以下「恐竜博物館」という。） (2) 長崎市軍艦島資料館（長崎市軍艦島資料館条例（平成28年長崎市条例第3号）第1条に規定する長崎市軍艦島資料館をいう。） (3) 長崎市野母崎文化センター（長崎市文化センター条例（平成16年長崎市条例第43号）第2条に規定する長崎市野母崎文化センターをいう。以下「野母崎文化センター」という。） (4) 恐竜広場（長崎のもぎき恐竜パーク体育館（以下「恐竜パーク体育館」という。）その他の前3号に掲げる施設以外の施設をいう。以下同じ。） （指定管理者による管理） 第3条 市長及び教育委員会（以下「市長等」と

いう。)は、恐竜パークの管理を地方自治法
(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の
規定により、市長等が指定するもの(以下「指
定管理者」という。)に行わせる。

2 市長等は、前項の指定に当たっては、公募の
方法により、これを行うものとする。

3 指定管理者の指定を受けようとするものは、
申請書に事業計画書その他市長等が別に定める
書類を添付して、市長等に提出しなければならない。

4 市長等は、前項の規定により提出された書類
を審査し、次に掲げる条件を満たすもののうち
から最も適当と認めるものを指定管理者として
指定する。

(1) 市民及び観光客の平等利用を確保するこ
とができるものであること。

(2) 恐竜パークの効用を最大限に発揮すると
ともに、管理経費の縮減が図られるものであ
ること。

(3) 恐竜パークの管理を安定して行う物的能
力及び人的能力を有しているものであること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長等が別
に定める条件

(指定管理者が行う業務)

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うも
のとする。

(1) 第2条各号に掲げる施設(以下この条に
おいて単に「施設」という。)の利用に関す
る業務(次号に掲げる業務を除く。)

(2) 野母崎文化センター又は恐竜広場(恐竜
パーク体育館及び恐竜パーク庭球場に限
る。)の利用の許可に関する業務

(3) 恐竜パークの運営、宣伝及び利用促進に

いう。)は、恐竜パークの管理を地方自治法
(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の
規定により、市長等が指定するもの(以下「指
定管理者」という。)に行わせる。

2 市長等は、前項の指定に当たっては、公募の
方法により、これを行うものとする。

3 指定管理者の指定を受けようとするものは、
申請書に事業計画書その他市長等が別に定める
書類を添付して、市長等に提出しなければならない。

4 市長等は、前項の規定により提出された書類
を審査し、次に掲げる条件を満たすもののうち
から最も適当と認めるものを指定管理者として
指定する。

(1) 市民及び観光客の平等利用を確保するこ
とができるものであること。

(2) 恐竜パークの効用を最大限に発揮すると
ともに、管理経費の縮減が図られるものであ
ること。

(3) 恐竜パークの管理を安定して行う物的能
力及び人的能力を有しているものであること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長等が別
に定める条件

(指定管理者が行う業務)

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うも
のとする。

(1) 第2条各号に掲げる施設(以下この条に
おいて単に「施設」という。)の利用に関す
る業務(次号に掲げる業務を除く。)

(2) 野母崎文化センター又は恐竜広場(恐竜
パーク体育館に限る。第9条及び第15条にお
いて同じ。)の利用の許可に関する業務

(3) 恐竜パークの運営、宣伝及び利用促進に

関する業務

- (4) 施設及びその設備の維持管理に関する業務
- (5) 恐竜博物館条例第2条第3号に掲げる事業の実施に関する業務
- (6) 前各号に掲げるもののほか、恐竜パークの運営に関して市長（恐竜博物館及び野母崎文化センターにあつては、教育委員会）が必要と認める業務

（開場時間及び休場日）

第5条 恐竜広場の開場時間及び休場日は、市長の承認を得て指定管理者が定める。

- 2 前項の承認の基準は、恐竜広場の利用形態、利用者の利便性等を勘案して市長が別に定める。

（行為の制限）

第6条 恐竜広場において、次に掲げる行為をしようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

- (1) 行商、募金その他これらに類する行為をすること。
- (2) 業として写真又は映画を撮影すること。
- (3) 興行をすること。
- (4) 広告物を掲出すること。
- (5) 集会、展示会その他これらに類する催しを行うこと。

- 2 指定管理者は、前項各号に掲げる行為が公衆の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、前項の許可（以下「行為の許可」という。）を与えることができる。

- 3 指定管理者は、恐竜広場の管理上必要があると認めるときは、行為の許可について条件を付することができる。

（行為の不許可）

関する業務

- (4) 施設及びその設備の維持管理に関する業務
- (5) 恐竜博物館条例第2条第3号に掲げる事業の実施に関する業務
- (6) 前各号に掲げるもののほか、恐竜パークの運営に関して市長（恐竜博物館及び野母崎文化センターにあつては、教育委員会）が必要と認める業務

（開場時間及び休場日）

第5条 恐竜広場の開場時間及び休場日は、市長の承認を得て指定管理者が定める。

- 2 前項の承認の基準は、恐竜広場の利用形態、利用者の利便性等を勘案して市長が別に定める。

（行為の制限）

第6条 恐竜広場において、次に掲げる行為をしようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

- (1) 行商、募金その他これらに類する行為をすること。
- (2) 業として写真又は映画を撮影すること。
- (3) 興行をすること。
- (4) 広告物を掲出すること。
- (5) 集会、展示会その他これらに類する催しを行うこと。

- 2 指定管理者は、前項各号に掲げる行為が公衆の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、前項の許可（以下「行為の許可」という。）を与えることができる。

- 3 指定管理者は、恐竜広場の管理上必要があると認めるときは、行為の許可について条件を付することができる。

（行為の不許可）

第7条 前条第2項に該当する場合において、指定管理者が当該行為の許可につき公益上適当でないと認めるときは、当該行為の許可をしない。

(行為の禁止)

第8条 恐竜広場においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、行為の許可に係るもので指定管理者が特に承認したものについては、この限りでない。

- (1) 恐竜広場の建物、附属設備等を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 木竹を伐採し、植物を採取し、又はそれらを損傷すること。
- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) 鳥獣を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
- (6) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (7) 指定された場所以外の場所において、たき火、野営、汚物の放棄又は駐車をする事と。
- (8) 危険のおそれがあると認められ、又は他人の迷惑となること。
- (9) その他恐竜広場の管理上支障があると認められること。

(利用の許可)

第9条 恐竜広場(恐竜パーク体育館又は恐竜パーク庭球場に限る。以下この条及び第15条において同じ。)を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可(以下「利用の許可」という。)をしない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれが

第7条 前条第2項に該当する場合において、指定管理者が当該行為の許可につき公益上適当でないと認めるときは、当該行為の許可をしない。

(行為の禁止)

第8条 恐竜広場においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、行為の許可に係るもので指定管理者が特に承認したものについては、この限りでない。

- (1) 恐竜広場の建物、附属設備等を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 木竹を伐採し、植物を採取し、又はそれらを損傷すること。
- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) 鳥獣を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
- (6) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (7) 指定された場所以外の場所において、たき火、野営、汚物の放棄又は駐車をする事と。
- (8) 危険のおそれがあると認められ、又は他人の迷惑となること。
- (9) その他恐竜広場の管理上支障があると認められること。

(利用の許可)

第9条 恐竜広場を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可(以下「利用の許可」という。)をしない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれが

あるとき。

- (2) 恐竜広場の管理上支障があるとき。
- (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (4) その他指定管理者が適当でないと認めるとき。

3 指定管理者は、恐竜広場の管理上必要があると認めるときは、利用の許可について条件を付することができる。

(利用料金)

第10条 行為の許可又は利用の許可（以下「利用等の許可」という。）を受けた者（以下「利用者」という。）は、恐竜広場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない。

2 利用料金は、行為の許可に係るものにあつては別表第1に掲げる額を、利用の許可に係るもの（附属設備（恐竜パーク庭球場の附属設備を除く。次項において同じ。）の利用に係るものを除く。）にあつては別表第2に掲げる額を基準として、利用の形態等の状況を勘案して指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。

3 附属設備の利用に係る利用料金については、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。

4 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として收受させるものとする。

(利用料金の減免)

第11条 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定める基準に基づき、利用料金を減免することができる。

(特別の設備等)

あるとき。

- (2) 恐竜広場の管理上支障があるとき。
- (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (4) その他指定管理者が適当でないと認めるとき。

3 指定管理者は、恐竜広場の管理上必要があると認めるときは、利用の許可について条件を付することができる。

(利用料金)

第10条 行為の許可又は利用の許可（以下「利用等の許可」という。）を受けた者（以下「利用者」という。）は、恐竜広場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない。

2 利用料金は、行為の許可に係るものにあつては別表第1に掲げる額を、利用の許可に係るもの（附属設備の利用に係るものを除く。）にあつては別表第2に掲げる額を基準として、利用の形態等の状況を勘案して指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。

3 附属設備の利用に係る利用料金については、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。

4 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として收受させるものとする。

(利用料金の減免)

第11条 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定める基準に基づき、利用料金を減免することができる。

(特別の設備等)

第12条 利用者は、指定管理者の許可を受けて特別の設備をすることができる。

第13条 指定管理者は、恐竜広場の管理上必要があると認めるときは、利用者に対し、必要な設備をすることを命ずることができる。

(権利の譲渡等の禁止)

第14条 利用者は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(利用目的以外の利用の禁止)

第15条 利用者(利用の許可を受けた者に限る。)は、許可された利用目的以外に恐竜広場を利用してはならない。

(利用等の許可の取消し等)

第16条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用等の許可を取り消し、又は行為若しくは利用(次条において「利用等」という。)を停止し、若しくは制限することができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により利用等の許可を受けたとき。
- (2) 利用等の許可の条件に違反したとき。
- (3) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

2 前項の規定による処分によつて利用者に損害が生じることがあつても、市及び指定管理者は、その責めを負わない。

(原状回復)

第17条 利用者は、その利用等を終わつたとき、又は利用等の許可を取り消されたときは、直ちに係員の指示に従い、その利用等の場所を原状に復さなければならない。

2 利用者が前項に規定する義務を履行しないときは、市長が代わつて行い、その費用を利用者から徴収する。

第12条 利用者は、指定管理者の許可を受けて特別の設備をすることができる。

第13条 指定管理者は、恐竜広場の管理上必要があると認めるときは、利用者に対し、必要な設備をすることを命ずることができる。

(権利の譲渡等の禁止)

第14条 利用者は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(利用目的以外の利用の禁止)

第15条 利用者(利用の許可を受けた者に限る。)は、許可された利用目的以外に恐竜広場を利用してはならない。

(利用等の許可の取消し等)

第16条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用等の許可を取り消し、又は行為若しくは利用(次条において「利用等」という。)を停止し、若しくは制限することができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により利用等の許可を受けたとき。
- (2) 利用等の許可の条件に違反したとき。
- (3) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

2 前項の規定による処分によつて利用者に損害が生じることがあつても、市及び指定管理者は、その責めを負わない。

(原状回復)

第17条 利用者は、その利用等を終わつたとき、又は利用等の許可を取り消されたときは、直ちに係員の指示に従い、その利用等の場所を原状に復さなければならない。

2 利用者が前項に規定する義務を履行しないときは、市長が代わつて行い、その費用を利用者から徴収する。

(利用の禁止又は制限)

第18条 市長は、恐竜広場の損壊その他の理由によりその利用が危険であると認められる場合又は恐竜広場に関する工事その他市長がやむを得ないと認める場合においては、区域及び期間を定めて、恐竜広場の利用を禁止し、又は制限することができる。

(損害賠償)

第19条 恐竜広場の建物、附属設備等を汚損し、毀損し、又は滅失させた者は、市長の定めるところにより、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(市長等による管理)

第20条 市長等は、指定管理者の指定をすることができないとき、又は指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の停止を命じたときは、第3条第1項の規定にかかわらず、管理の業務を自ら行うものとする。

2 前項の場合における第5条第1項、第6条から第9条まで、第10条第1項及び第3項、第11条から第13条まで、第16条、別表第1並びに別表第2の規定の適用については、第5条第1項中「市長の承認を得て指定管理者が」とあるのは「市長が別に」と、第6条から第9条までの規定中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第10条第1項中「恐竜広場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない」とあるのは「別表第1又は別表第2に掲げる使用料を市長に納入しなければならない」と、同条第3項中「利用料金については、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて」とあるのは「使用料については、市長が別に」と、第11条中「指定管理者

(利用の禁止又は制限)

第18条 市長は、恐竜広場の損壊その他の理由によりその利用が危険であると認められる場合又は恐竜広場に関する工事その他市長がやむを得ないと認める場合においては、区域及び期間を定めて、恐竜広場の利用を禁止し、又は制限することができる。

(損害賠償)

第19条 恐竜広場の建物、附属設備等を汚損し、毀損し、又は滅失させた者は、市長の定めるところにより、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(市長等による管理)

第20条 市長等は、指定管理者の指定をすることができないとき、又は指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の停止を命じたときは、第3条第1項の規定にかかわらず、管理の業務を自ら行うものとする。

2 前項の場合における第5条第1項、第6条から第9条まで、第10条第1項及び第3項、第11条から第13条まで、第16条、別表第1並びに別表第2の規定の適用については、第5条第1項中「市長の承認を得て指定管理者が」とあるのは「市長が別に」と、第6条から第9条までの規定中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第10条第1項中「恐竜広場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない」とあるのは「別表第1又は別表第2に掲げる使用料を市長に納入しなければならない」と、同条第3項中「利用料金については、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて」とあるのは「使用料については、市長が別に」と、第11条中「指定管理者

は、あらかじめ市長の承認を受けて定める基準に基づき、利用料金」とあるのは「市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料」と、第12条、第13条及び第16条第1項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第2項中「市及び指定管理者」とあるのは「市」と、別表第1中「金額」とあるのは「使用料」と、別表第2中「基準額」及び「金額」とあるのは「使用料」とし、第5条第2項並びに第10条第2項及び第4項の規定は適用しない。

- 3 市長等は、第1項の規定により管理の業務を行うこととし、又は同項の規定により行っている管理の業務を行わないこととするときは、あらかじめその旨を告示するものとする。

(委任)

第21条 この条例の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年10月29日から施行する。ただし、附則第10項の規定は公布の日から、附則第11項の規定は同年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に附則第6項の規定による改正前の長崎市体育館条例（昭和48年長崎市条例第21号）又は附則第8項の規定による改正前の長崎市公園条例（平成16年長崎市条例第61号）の規定によりなされた利用の許可その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 施行日前に附則第7項の規定による改正前の長崎市文化センター条例（次項において「改正前文化センター条例」という。）の規定により

は、あらかじめ市長の承認を受けて定める基準に基づき、利用料金」とあるのは「市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料」と、第12条、第13条及び第16条第1項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第2項中「市及び指定管理者」とあるのは「市」と、別表第1及び別表第2中「金額」とあるのは「使用料」とし、第5条第2項並びに第10条第2項及び第4項の規定は適用しない。

- 3 市長等は、第1項の規定により管理の業務を行うこととし、又は同項の規定により行っている管理の業務を行わないこととするときは、あらかじめその旨を告示するものとする。

(委任)

第21条 この条例の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年10月29日から施行する。ただし、附則第10項の規定は公布の日から、附則第11項の規定は同年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に附則第6項の規定による改正前の長崎市体育館条例（昭和48年長崎市条例第21号）又は附則第8項の規定による改正前の長崎市公園条例（平成16年長崎市条例第61号）の規定によりなされた利用の許可その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 施行日前に附則第7項の規定による改正前の長崎市文化センター条例（次項において「改正前文化センター条例」という。）の規定により

なされた利用の許可その他の行為は、附則第7項の規定による改正後の長崎市文化センター条例の相当規定によりなされたものとみなす。

4 施行日前に改正前文化センター条例の規定に基づき野母崎文化センターの利用の許可を受けた者の使用料については、なお従前の例による。

5 施行日前に附則第9項の規定による改正前の長崎市軍艦島資料館条例の規定によりなされた模写等の許可その他の行為は、同項の規定による改正後の長崎市軍艦島資料館条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(準備行為)

10 指定管理者の指定に関し必要な手続は、施行日前においても行うことができる。

(指定管理者が行う業務に関する特例)

11 教育委員会は、施行日前に第4条第1号に掲げる業務(恐竜博物館に係る業務であつて教育委員会が別に定めるものに限る。)及び同条第3号に掲げる業務(宣伝及び利用促進に関する業務に限る。)について、指定管理者に行わせることができる。

別表第1 (第10条関係)

行為の種類	単位	金額
行商、募金その他これらに類するもの	1日	円 261
業として行う写真又は映画の撮影	1日	104
	1月	1,613
興行	1平方メートルにつき1日	18

なされた利用の許可その他の行為は、附則第7項の規定による改正後の長崎市文化センター条例の相当規定によりなされたものとみなす。

4 施行日前に改正前文化センター条例の規定に基づき野母崎文化センターの利用の許可を受けた者の使用料については、なお従前の例による。

5 施行日前に附則第9項の規定による改正前の長崎市軍艦島資料館条例の規定によりなされた模写等の許可その他の行為は、同項の規定による改正後の長崎市軍艦島資料館条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(準備行為)

10 指定管理者の指定に関し必要な手続は、施行日前においても行うことができる。

(指定管理者が行う業務に関する特例)

11 教育委員会は、施行日前に第4条第1号に掲げる業務(恐竜博物館に係る業務であつて教育委員会が別に定めるものに限る。)及び同条第3号に掲げる業務(宣伝及び利用促進に関する業務に限る。)について、指定管理者に行わせることができる。

別表第1 (第10条関係)

行為の種類	単位	金額
行商、募金その他これらに類するもの	1日	円 261
業として行う写真又は映画の撮影	1日	104
	1月	1,613
興行	1平方メートルにつき1日	18

広告物の掲出	広告表示面積 1平方メートルにつき1日	1,613
集会、展示会その他これらに類するもの	1平方メートルにつき1日	12

備考

- 1 金額を算出する基礎となる面積が、1平方メートルに満たないとき、又はその面積に1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとして計算する。
- 2 金額を算出する基礎となる期間で月を単位としているものは、その期間が1月に満たないとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは、1月として計算する。ただし、その期間が15日以内の場合は、1月を30日として日割計算をする。
- 3 1件の金額が100円に満たないものは、100円とする。
- 4 金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

別表第2（第10条関係）

1 恐竜パーク体育館の利用に係る基準額

区分		金額（1時間につき）
アリーナ	バドミントン （1面につき）	691
	バレーボール （1面につき）	691
	バスケットボール（1面につき）	1,037
	その他（全面）	3,237

広告物の掲出	広告表示面積 1平方メートルにつき1日	1,613
集会、展示会その他これらに類するもの	1平方メートルにつき1日	12

備考

- 1 金額を算出する基礎となる面積が、1平方メートルに満たないとき、又はその面積に1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとして計算する。
- 2 金額を算出する基礎となる期間で月を単位としているものは、その期間が1月に満たないとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは、1月として計算する。ただし、その期間が15日以内の場合は、1月を30日として日割計算をする。
- 3 1件の金額が100円に満たないものは、100円とする。
- 4 金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

別表第2（第10条関係）

区分		金額（1時間につき）
アリーナ	バドミントン （1面につき）	691
	バレーボール （1面につき）	691
	バスケットボール（1面につき）	1,037
	その他（全面）	3,237

トレーニング室	1,204
ステージ	712

備考

- 1 利用時間が1時間未満であるとき、又はその時間に1時間未満の端数があるときは、その利用時間又はその端数時間は、1時間として計算する。
- 2 営利、営業、宣伝その他これらに類する目的で利用するときの金額は、この表に掲げる金額の倍額とする。
- 3 アリーナ又はステージの利用者がその利用に係る準備又はリハーサルのために利用する時間の金額は、この表に掲げる額（備考2の適用があるときは、当該適用後の額）の4割に相当する額とする。この場合において、当該4割に相当する額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

2 恐竜パーク庭球場の利用に係る基準額

(1) テニスコート

区分	利用時間	午前8時から午前10時まで	午前10時から正午まで	正午から午後2時まで	午後2時から午後4時まで	午後4時から午後6時まで	午後6時から午後9時まで
	金額 (半面につき)	円	円	円	円	円	円
一般		419	419	419	419	419	628

トレーニング室	1,204
ステージ	712

備考

- 1 利用時間が1時間未満であるとき、又はその時間に1時間未満の端数があるときは、その利用時間又はその端数時間は、1時間として計算する。
- 2 営利、営業、宣伝その他これらに類する目的で利用するときの金額は、この表に掲げる金額の倍額とする。
- 3 アリーナ又はステージの利用者がその利用に係る準備又はリハーサルのために利用する時間の金額は、この表に掲げる額（備考2の適用があるときは、当該適用後の額）の4割に相当する額とする。この場合において、当該4割に相当する額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(削除)

小学校の児童、中学校の生徒又は高等学校の生徒	209	209	209	209	209	314
------------------------	-----	-----	-----	-----	-----	-----

備考 利用者がこの表に掲げる利用時間帯のいずれかの全部をその利用に係る準備又はリハーサルのために利用する場合の金額は、この表に掲げる額の4割に相当する額とする。この場合において、当該4割に相当する額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(2) 附属設備

利用時間 金額 (半面につき)		午後6時から午後9時まで	午後7時から午後9時まで
		まで	まで
区分			
夜間照明設備	3月1日から10月31日まで		838円
	11月1日から翌年2月末日まで	1,257円	

(削除)

備考 「一般」とは、15歳以上の者（小学校の児童、中学校の生徒及び高等学校の生徒を除く。）をいう。

(参考) 恐竜パークの利用状況等

1 恐竜パーク 各施設の利用状況

施設名称	令和3年度 (10月29日～ 3月31日まで)	令和4年度 (4月1日～ 10月31日まで)	合 計
恐竜博物館	102,842 人	166,902 人	269,744 人
軍艦島資料館	14,283 人	18,114 人	32,397 人
野母崎文化センター	1,837 人	4,936 人	6,773 人
恐竜パーク体育館	5,208 人	7,967 人	13,175 人
恐竜パーク庭球場	1,014 人	1,613 人	2,627 人
(参考) 恐竜パーク全体 ※	196,449 人	210,870 人	407,319 人

※恐竜パーク全体については、駐車場の利用状況からの推計値をもとに算出

2 恐竜博物館 企画展の概要

名 称	期 間	内 容	入館者数
オープニング 企画展	令和3年10月29日～ 令和3年11月14日	等身大の恐竜の影絵、トリックスの 組立映像などを壁に投影。 	6,315 人
アフターマン展 ～未来生物図鑑～	令和4年3月26日～ 令和4年7月10日	人類絶滅から5000万年後の空想の 動物を等身大のロボットやパネルで 展示。 	29,264 人

キングス ～白亜紀の支配者 たち～	令和4年7月23日～ 令和4年9月25日	白亜紀の各大陸にいた頂点捕食者を 「キング」と名付け、それぞれの地 域の生態系を象徴する存在として紹 介。 	23,010 人
長崎大恐竜展 ～触れよう！学ぼ う SDGs！シュラ イヒ恐竜ワールド ～	令和4年10月7日～ 令和4年12月25日	フィギュアメーカー・シュライヒ (本社：ドイツ)の恐竜フィギュア を展示。 	10,087 人 (11/9 時点)

3 恐竜パークの主なイベント実施状況

名 称	期 間	内 容
恐竜博物館 ナイトミュージア ム	令和3年 12月19日 令和4年 11月4日～6日	地域団体主催の水仙の丘イルミネーションイベント と連携したイベントとして12/19に、また、ナイトタイ ムエコノミー推進事業として11/4～11/6までナイト ミュージアムを開催。 

水仙の丘イルミネーション	令和3年12月～ 令和4年1月	水仙まつりを盛り上げるため、水仙の丘イルミネーションイベントを地域団体と協力して開催。 
クリスマスと一緒に 作ろう！！イベント	令和3年 12月15日～25日	家庭で眠っている装飾品を寄贈していただき、リユースすることでSDGsの「つくる責任 つかう責任」の目標達成と共に地域全体でクリスマスツリーを作り、恐竜パーク全体を盛り上げるイベントを開催。 
野母崎地区成人式 記念の記念写真撮影	令和4年 1月4日	野母崎連合自治会主催の「野母崎地区成人式」において、成人の皆さんの記念撮影を指定管理者が地域貢献の一環として実施。 

野母崎タコ祭り	令和4年 6月5日、12日	地域住民や地域団体、恐竜パーク、大学、行政が主体となり、伊勢海老まつり・水仙まつりに続く野母崎地域3本目となるイベント「第1回野母崎タコ祭り」を初開催。 
長崎市南部地区最大のイベント「五歌祭」	令和4年 9月25日	長崎南商工会青年部が中心となり、恐竜パーク指定管理者も協力し、3年ぶりに開催した南部地区のイベント「五歌祭」を恐竜パークで初開催。 
第10回ツール・ド・ちゃんぽん IN 長崎のもざき恐竜パーク	令和4年 10月23日	長崎市南部の景色と食を楽しみながら、サイクリングするイベント「第10回ツール・ド・ちゃんぽん」が恐竜パークを主会場として初開催。 

4 恐竜博物館の修学旅行生入館者状況

	合 計		うち市内		うち市外		うち県外	
	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数
令和3年 10月	2	75	-	-	2	75	-	-
11月	9	453	1	99	7	300	1	54
12月	10	424	-	-	7	203	3	221
令和4年 1月	1	108	-	-	-	-	1	108
2月	-	-	-	-	-	-	-	-
3月	-	-	-	-	-	-	-	-
4月	-	-	-	-	-	-	-	-
5月	4	380	-	-	1	45	3	335
6月	3	329	-	-	2	248	1	81
7月	4	315	-	-	4	315	-	-
8月	-	-	-	-	-	-	-	-
9月	2	93	-	-	2	93	-	-
10月	7	342	-	-	3	186	4	156
合 計	42	2,519	1	99	28	1,465	13	955

※ 市内の1校は、長崎大学附属小

※ 市外の内訳は、佐世保7、諫早2、島原2、時津1、大村1、波佐見2、
西海3、松浦4、雲仙1、東彼杵1、対馬1、新上五島2、壱岐1

※ 県外の内訳は、佐賀1、福岡1、大分2、広島2、兵庫3、静岡1、京都1、
神奈川1、東京1

※長崎市内小学5年生の宿泊体験学習における恐竜博物館見学は、市内67校中、
令和4年12月までに61校実施予定（実施率91%）

5 周辺飲食店からの評価（野母崎地区内 12 店舗にヒアリング）

（１）恐竜パークのオープン直後（令和３年 11 月聞き取り）

- ・土日祝日の来客数は増えている。
- ・行列ができる店舗もある。
- ・家族連れが多くなった。
- ・一部飲食店では平日も若干だが来客数が増えている。
- ・昼食時に客が集中し、対応できない。
- ・満席になって待ち時間が 1 時間以上となり、帰る客もいる。
- ・子供向けのメニューを用意していない。
- ・土日に集中しすぎているので、平日に分散する対策も欲しい。

（２）恐竜パークのオープンから約半年経過後（令和４年 5 月聞き取り）

- ・前年度と比較し、この間の売り上げは増加している。（10%～30%）
- ・時間経過とともに、元に戻った。効果はオープン時だけであった。

増 加	オープン時だけ	変化なし	減少した
8 店舗	2 店舗	1 店舗	1 店舗

- ・家族連れ、こども連れの客層が多くなった。

※令和３年 11 月のヒアリングと同様に、ファミリー層増加の意見が多く、効果が出ていると考えられる。

（３）コロナ前の令和元年と令和４年のゴールデンウィーク期間中の比較（令和４年 5 月聞き取り）

- ・来客数や売り上げは増えた。
- ・コロナ前までには回復していない。

増 加	オープン時だけ	変化なし	未回復	コロナ前未開店
7 店舗	1 店舗	1 店舗	2 店舗	1 店舗

- ・市外、県外からのお客様が多く来た。

（４）その他 店舗からの意見

- ・恐竜パークで店舗の案内をしてほしい。
- ・お客様から恐竜パークの駐車場が少ない、また、来る途中の看板が少ないとの意見有り。
- ・恐竜パークに来た人を野母崎全体に回遊させてほしい。
- ・恐竜パークに来た人が野母崎全体を動けるシステムがあればいい。

6 恐竜博物館アンケート調査（来館状況・評価など）

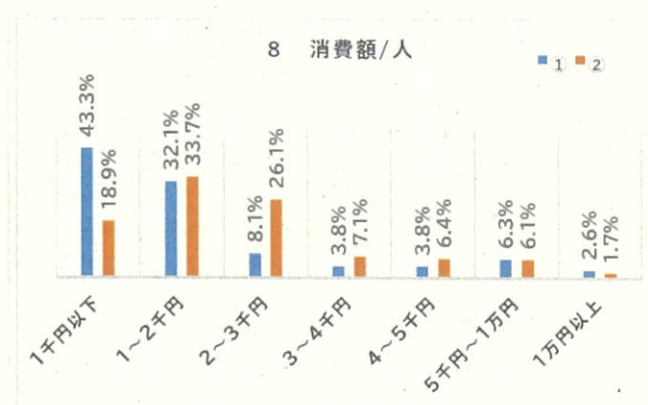
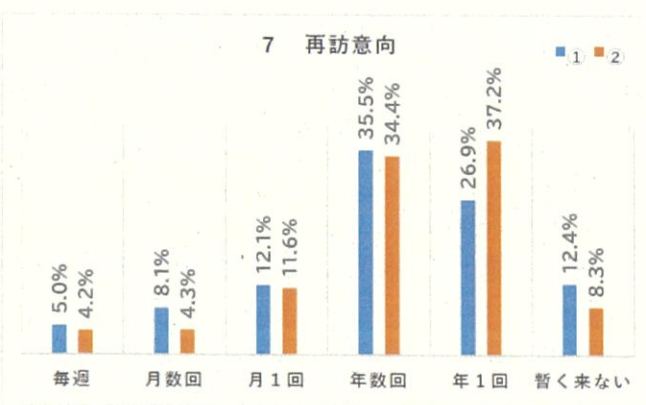
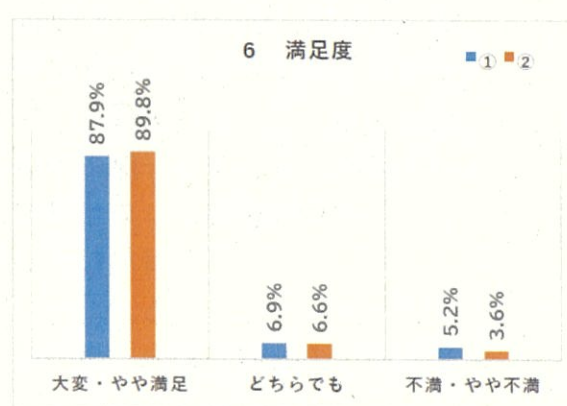
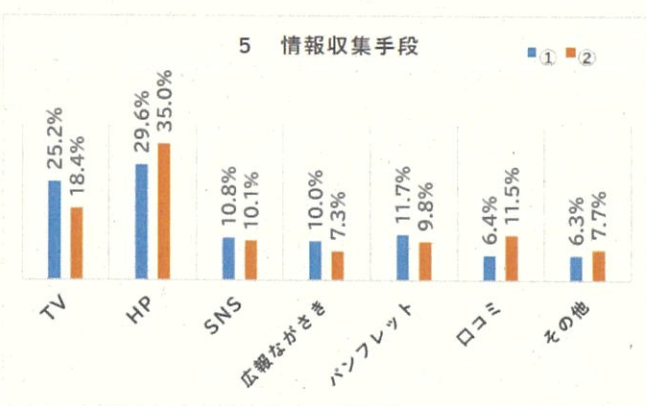
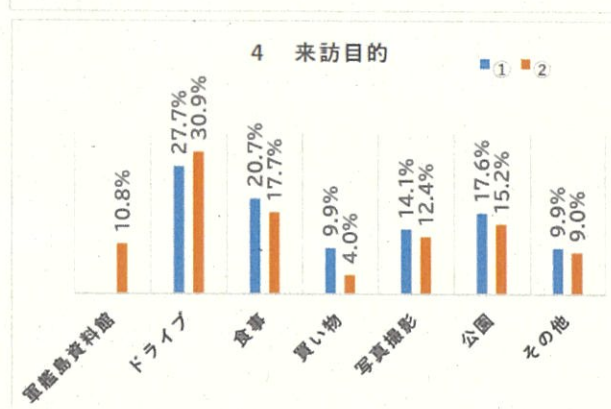
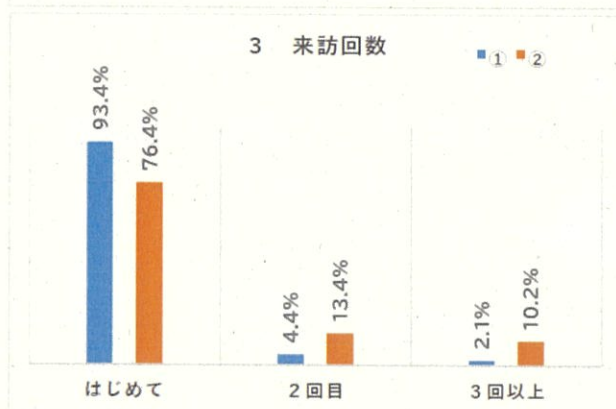
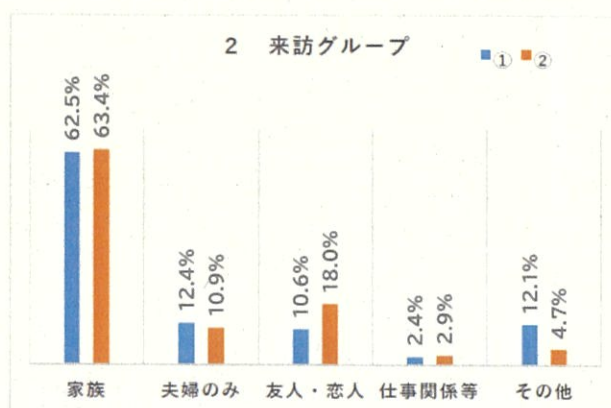
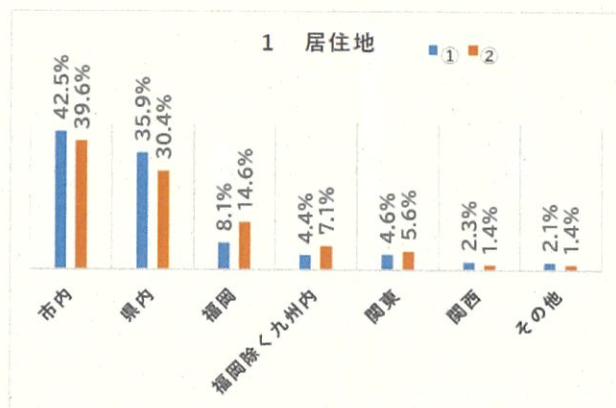
恐竜博物館 来館者アンケート 結果

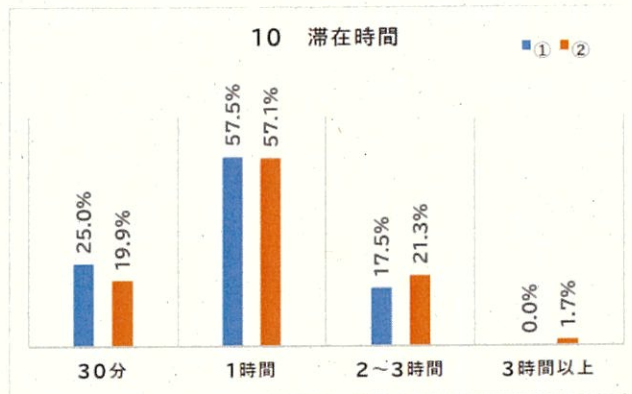
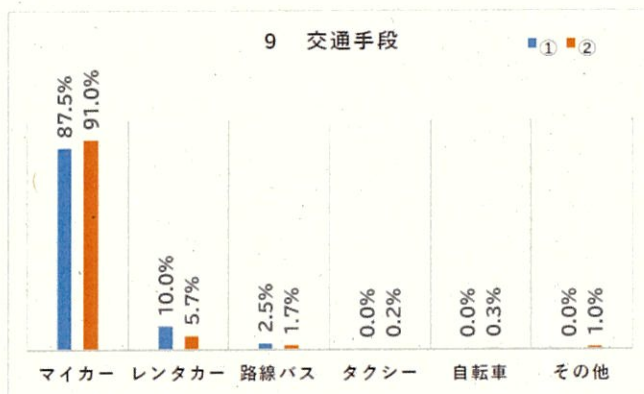
① 期間：2021.10.29～2022.3.31(約5か月)

サンプル数654

② 期間：2022.4.1～2022.9.30(6か月)

サンプル数576





7 開業1年間の評価・検証

○博物館入館者やパーク来場者が想定を大きく上回った

- ・ 恐竜博物館 当初年間目標 約12万人 ⇒ 約27万人 2倍以上！！
- ・ 恐竜パーク全体では、約41万人の来場
⇒ 水仙まつりの10倍以上の来場



地域に賑わいと活力、チャレンジを生み出している

(1) 周辺飲食店の客層変化と売り上げ増加

- ・ R3.10以降、新規出店 5店舗（飲食系）
- ・ 地域の産業者団体で構成する野母崎産業活性化協会の組織化と「GAOGAO」の経営 ⇒ 売り上げ好調
- ・ 家族連れ、ファミリー層の来店増加。過半数を超える店で売り上げ+10%～20%
⇒ 店舗意見：コロナ禍で売り上げが減少してもおかしくない中、売り上げ増加していることは、単純に+10%の効果以上のものがある。
- ・ 家族向けの新商品開発 ⇒ 恐竜プリン、恐竜パンケーキ

(2) イベント増加 ⇔ 来場者増加 相乗効果（来場目的に変化と厚み）

- ・ タコ祭り
- ・ クリスマスイルミネーション
- ・ 五歌祭（3年ぶり開催。前は高浜で開催）
- ・ ツール・ド・ちゃんぽん（前は伊王島発着で開催）
- ・ Nomozaki Night Festival 2022（ゼンリン実施。ナイトタイムエコミ-推進事業補助金対象）
- 専用バスツアー＋夜間の恐竜博物館（ナイトミュージアム）＋Nomon 長崎夕食＋デジタル恐竜パーク（MR レス）

(3) 恐竜博物館 研究成果

- ・令和3年度の発掘化石標本数 270点 うち恐竜化石 15点
- ・ティラノサウルス科の化石発見報告 (R4.10.21 本市3例目)
- ・来館者の満足度 約90%

●見えてきた課題と対応の考え方

課 題	対応の考え方
オープニング効果後の 来館者、来場者の維持	・継続的な恐竜化石の発見 ・体験型も含めた企画展の工夫 ・多種多様なイベント、仕掛け ・魅力ある景観、食事（グルメ）
自家用車以外の交通手段の 選択肢	・土日の直行バス試験運行
県外客の増加	・修学旅行の誘致 ・福岡圏での営業、宣伝 ・SNSによる情報拡散（若者） ・i+Land nagasaki 長崎（伊王島）との連携
平日客の増加	・シニア層をターゲットにした魅力コンテンツづくり → ジオ（地層）クルーズ 野母崎さるく（長崎歴史検定1級者が案内） ・夜間開園、ナイトイルミネーション
駐車場の確保	・庭球場の廃止
野母崎地区内での回遊	・恐竜パークを起終点とした電動自転車貸し出し ・インフォメーションセンターへの周遊マップ （観光地・飲食店）掲示